

第二次文化芸術振興計画の時点修正に係る新旧対照表

1 第五次長野市総合計画後期基本計画と整合する指標の変更

旧				新			
第3章 計画の推進				第3章 計画の推進			
3 方策の展開と具体的な取り組み				3 方策の展開と具体的な取り組み			
施策1 多彩な文化芸術の創造と活動支援				施策1 多彩な文化芸術の創造と活動支援			
◎アンケート指標（市民が思う割合）				◎アンケート指標（市民が思う割合）			
指標名	現状値(H28)	目標(H33)		指標名	現状値(R3)	目標(R8)	
音楽、美術や演劇など文化芸術に気軽に親しめる環境が整っている	40.7%			音楽、美術や演劇など文化芸術に気軽に親しめる環境が整っている	39.5%		
音楽、美術や演劇など文化芸術に親しんでいる	39.4%			音楽、美術や演劇などを観たり、聴いたり、行ったりして楽しんでいる	45.6%		
◎統計指標（統計による指標）				◎統計指標（統計による指標）			
指標名	内容	現状値(H27)	目標(H33)	指標名	内容	現状値(R2)	目標(R8)
市有ホール施設の利用者数	長野市芸術館、東部文化ホール、篠ノ井市民会館、松代文化ホール、勤労者女性会館しなのき、若里市民文化ホール、中条音楽堂の利用者数 ※長野市芸術館は平成28年5月から、篠ノ井市民会館は平成29年2月までの利用者数	277,372人	535,000人	市有ホール施設の利用者数	長野市芸術館、東部文化ホール、松代文化ホール、勤労者女性会館しなのき、若里市民文化ホールの利用者数	149,000人	458,000人

施策２ 文化継承による魅力ある地域づくりの推進

◎アンケート指標（市民が思う割合）

指標名	現状値(H28)	目標(H33)
地域の文化財が適切に保存・継承・活用されている	<u>51.0</u> %	
地域の伝統的な行事に参加している	<u>38.5</u> %	

◎統計指標（統計による指標）

指標名	内容	現状値(H27)	目標(H33)
文化財保護活動参加者数	指定文化財の保護にあたっている市民団体の構成員で活動に参加した人数	<u>5,537</u> 人	<u>5,800</u> 人

施策３ コンベンションの誘致推進

◎アンケート指標（市民が思う割合）

指標名	現状値(H28)	目標(H33)
コンサートやスポーツなどのイベントの開催により、にぎわいが生まれている	<u>52.6</u> %	

◎統計指標（統計による指標）

指標名	内容	現状値(H27)	目標(H33)
誘致・支援するコンベンションの参加者数	ながの観光コンベンションビューローが誘致・支援した参加者数	<u>115,537</u> 人	120,000人

施策２ 文化継承による魅力ある地域づくりの推進

◎アンケート指標（市民が思う割合）

指標名	現状値(R3)	目標(R8)
地域の文化財が適切に保存・継承・活用されている	<u>52.2</u> %	
地域の伝統的な行事に参加している	<u>31.3</u> %	

◎統計指標（統計による指標）

指標名	内容	現状値(R2)	目標(R8)
文化財保護活動参加者数	指定文化財の保護にあたっている市民団体の構成員で活動に参加した人数	<u>5,255</u> 人	<u>6,400</u> 人

施策３ コンベンションの誘致推進

◎アンケート指標（市民が思う割合）

指標名	現状値(R3)	目標(R8)
コンサートやスポーツなどのイベントの開催により、にぎわいが生まれている	<u>34.4</u> %	

◎統計指標（統計による指標）

指標名	内容	現状値(R2)	目標(R8)
誘致・支援するコンベンションの参加者数	ながの観光コンベンションビューローが誘致・支援した参加者数	<u>10,220</u> 人	120,000人

2 その他

(1) 関係法令の改正に伴う題名等の修正

旧	新
第1章 計画策定の趣旨 9 本計画が対象とする文化芸術の範囲 「文化」は、人々の暮らしや価値観、考え方など人間の生活すべてにかかわるものであり、あまりにも広範囲に及ぶことから、本計画を策定する際は、ある程度「文化」の範囲を想定する必要があります。 そこで、本計画が対象とする文化芸術の範囲は、文化芸術振興基本法との整合性を踏まえ、同法が対象としている範囲を基本とします。 ただし、例示されていないものについても配慮してまいります。	第1章 計画策定の趣旨 9 本計画が対象とする文化芸術の範囲 「文化」は、人々の暮らしや価値観、考え方など人間の生活すべてにかかわるものであり、あまりにも広範囲に及ぶことから、本計画を策定する際は、ある程度「文化」の範囲を想定する必要があります。 そこで、本計画が対象とする文化芸術の範囲は、文化芸術振興基本法 <u>(平成29年6月、「文化芸術基本法」に改正)</u>との整合性を踏まえ、同法が対象としている範囲を基本とします。 ただし、例示されていないものについても配慮してまいります。
<u>文化芸術振興基本法</u>が対象とする範囲 ① 芸術（文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊 等） ② メディア芸術（映画、漫画、アニメーション 等） ③ 伝統芸能（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎 等） ④ 芸能（講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱 等） ⑤ 生活文化等（茶道、華道、書道、国民娯楽、出版物 等） ⑥ 文化財等（有形及び無形の文化財 等） ⑦ 地域における文化芸術（伝統芸能、民俗芸能 等）等	<u>文化芸術基本法</u>が対象とする範囲 ① 芸術（文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊 等） ② メディア芸術（映画、漫画、アニメーション 等） ③ 伝統芸能（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、<u>組踊</u> 等） ④ 芸能（講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱 等） ⑤ 生活文化等（茶道、華道、書道、<u>食文化</u>、国民娯楽、出版物 等） ⑥ 文化財等（有形及び無形の文化財 等） ⑦ 地域における文化芸術（伝統芸能、民俗芸能 等）等

(2) 元号の変更に伴う修正・・・**適宜（略）**